

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階

TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823

<http://satsu-engu.jp/>

第24号

2024年

援護基金につき、今年もよろしくお願ひ申し上げます。

日頃から当基金に、ご協力ご支援を頂きありがとうございます。

第24号の「援護基金だより」をお届けします。

2024年に24号ということは、第1号の創刊は2000年（平成12年）です。

その第1号によれば、当基金は「社会的経済的に恵まれない方々の権利がないがしろにされていたり、あるいは消費者が被害にあっているケースなどについて法的救済のための費用を援助する、身近な法律相談の機会の増進や法的知識の普及に努め、身柄拘束を受けている少年や被疑者の権利擁護に努めている。」とありまして、そのような活動がより推進されていくことを願って創刊されたことが窺われます。

当基金は昭和58年4月、札幌弁護士会の創立100周年事業の一環として設立され、平成25年度より公益財団法人として新たなスタートを切り、現在の定款では、その目的が、「経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に対して援助を行い、その権利を擁護し社会正義を実現する。」とありますが、これまで当基金を支えてこられた皆様のお気持ちは、この目的に集約されるどころだろうと思います。

本号でご報告頂くいずれの活動も、当基金の目的を果たすに相応しい活動であります。それぞれの活動に敬意を表します。

さて、当基金の活動資金は刑事贖罪金をはじめとする皆様からの寄付金が頼りですが、現状は低調であることも事実です。

金額の多寡に関わらず、皆様のご寄付をよろしくお願い致します。

ところで、本年度、刑事被告人の親族の方から、数万円の一般寄付を頂きました。寄付の趣旨には「弁護士さんがいてくれること、ついてくれたことに大変感謝しています。今回関わって頂いた先生方への活動の一部

になればと思ってこのような寄付とさせて頂きました。」とありました。日々の弁護士の活動が、寄付に繋がったものと思います。

今後とも当基金に対し、ご支援、ご協力頂きますようお願い致します。

2024(令和6)年3月

理事長 山崎 博

(公益財団法人札幌法律援護基金)

理事長、当基金の実務を担う常務理事3名と札幌弁護士会担当副会長です。



北海道札幌聾学校、母語である日本手話での授業を求めて

弁護士 猪野 亨

日本手話は自然言語と言われ、生まれつき難聴である乳児が自然に習得できる言語として受け継がれています。日本手話と異なるのが日本語対応手話です。それは日本語に手話単語を当てはめるもので言語としては日本語です。

日本手話で授業を受けることができれば、生徒は自分の言語ですから、すんなり理解することができます。

北海道札幌聾学校は、公立学校の中で唯一日本手話での授業を行っています。否、いるはずでした。札幌聾学校では日本手話ができる教員が減りました。その原因は札幌聾学校において、意図的に教員への日本手話の養成、研修を怠ったり（形ばかりのものが実施されている）、教員が外部講師（と言っても定年退職した教員）を招いて研修を実施したいと言っても入校を拒否したりするなど、日本手話への消極的姿勢が明確でした。道教委側の動機は日本手話のクラスがなくなれば担任9人の削減、年間1億円の削減ができるからであると考えざるを得ない状況だったのです。

日本手話のクラスであるにも関わらず、日本手話が全くできない教員を担任にするという酷な対応の

結果、生徒は泣き出し、学校にも行けない状況が作られました。改善を求めても全く無視される状況が続き、やむなく提訴に至りました。道教委はマスコミへの回答ではきちんと対応しているとコメントしておきながら、訴訟では義務がないとの主張に終始し、担任教員の手話に関する具体的主張にも認否しないという誠実な対応とは到底言い難いものでした。

提訴後は、援護基金からの援助のもと、研究者からのレクチャーを受け、意見書も作成して頂きました。ろう児を支える運動も展開され、先般、3万筆の署名を道教委に届けました。

昨年12月1日、ろう児の母の尋問が行われました。日本手話ができない担任のために苦しんだ娘の姿を涙ながらに証言されました。

同日、結審しました。判決期日は追って指定となっています。年度内には判決が出る見込みです。

援助により訴訟及び訴訟を支える支援が拡がりました。大人の都合を見せつけられ、その犠牲になったろう児たちに報いるためにも本訴訟を最後までやりとげたいと思います。援護基金の援助に感謝いたします。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟について

弁護士 加藤 丈晴

2019年2月14日、全国で13組の同性カップルが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定は違憲であり、それにもかかわらず、国が必要な立法措置を講じていないことが、国家賠償法上違法であるとあるとして、国に慰謝料を請求する訴訟を全国4地裁（東京、大阪、名古屋、札幌）に提起しました。そして同年9月には、九州の同性カップル1組が、同様の訴訟を福岡地裁に提起しました。これが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟です。

そして、2021年3月17日、札幌地裁は、原告側の損害賠償請求は認めなかったものの、判決の理由中において、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果をまったく認めない民法及び戸籍法の規定は、憲法14条1項に違反するとの画期的な判断を行いました。

この判決は、「結婚の自由をすべての人に」訴訟

における初めての判決であるとともに、同性婚を認めないことの違憲性に関する日本で初めての司法判断でもあります。

その後、残念ながら大阪地裁では、国会に広範な立法裁量を認め、合憲という結論になってしまったものの、続く東京地裁では、現行の民法・戸籍法に



よって同性愛者がパートナーと「家族」になるための法制度が存在しない状態は憲法 24 条 2 項に反するとの判決が言い渡され、名古屋地裁、福岡地裁でも違憲判決が続きました。

北海道訴訟は、札幌高裁に舞台を移し、控訴審は、5 回の口頭弁論と、7 回の進行協議期日を経て、2023 年 10 月 31 日に結審となりました。札幌法律援護基金からいただいた調査費用は、この控訴審での学者

の意見書の作成や、諸外国での同性カップルの法的保護のあり方についての調査等に使用させていただきました。そして、控訴審で初の判決は、2024 年 3 月 14 日午後 3 時に言い渡される予定です。

控訴審でも違憲判決が維持されるのか、そして最高裁はどのような判断をするのか、皆様ぜひご注目ください。

ジャパンライフ被害対策北海道弁護士 活動報告

事務局長 弁護士 小田嶋 真悟

当弁護士では、磁気健康器具を対象とした販売預託商法を展開し、平成 29 年 12 月末に事実上の破綻、翌平成 30 年 3 月 1 日に東京地方裁判所にて破産手続開始決定を受けたジャパンライフ株式会社の被害者の救済と、同様の被害を繰り返さないための法改正等を求めて活動をしてきました。

販売預託商法がどのような仕組みかを簡単に説明します。下の図は、消費者庁作成の販売預託商法に関する注意喚起チラシから引用したもので、これが分かりやすいと思います。要は、事業者が消費者に高額な商品（過去の例としては、健康器具、和牛、金地金、太陽光パネルなどです）を販売し、同時にこれを事業者が預かり、その商品を運用（レンタルする、飼育し販売する、発電気業に供して利益を得るなど）して、その利益を商品の所有者である消費者に配当すると謳うスキームです。

このように説明すると、理屈上は一応、成立しそうな事業にも見えます。しかし、実際には、(ア)

販売と同時に事業者が商品を預かるために販売契約に対応した個数の商品が存在しないことが多い、(イ) 商品を運用する事業がほとんど成立せずに運用益が上がらないのために、既契約者に対する配当は新契約者からの売上でまかなわれることが多い（こうなると新契約者が無限に増えていかない限り既契約者への配当支払いが追いつかなくなり、必ずどこかで破綻する）、とれています（過去に健全な形で運用された販売預託商法はほとんどありません）。

ジャパンライフ事件においては、販売した商品は健康器具でしたが、類似商品を他社で買い求めるとせいぜい数千円～数万円程度であるところ、ジャパンライフ社はこれを 100 万円から 600 万円という価格帯で販売していました。しかも、ジャパンライフ社の場合には、所有者に約束された配当（下の図⑥）とユーザーからのレンタル料（下の図⑤）がどちらも商品価格 6%（年あたり）と設定されていました。

つまり、ユーザーからのレンタル料はそのまま商品の所有者への配当に充てられてしまうわけですので、この商法をいくら繰り返しても基本的には事業者には利益は出ません。また、購入した健康器具が実際に貸し出されてユーザーが付くかどうかにかかわらず、商品の所有者への配当は約束されていました。つまり、レンタル率が 100% でない限り、足りない分の配当は新しい販売契約の代金でまかなうことにならざるを得ません



出典：消費者庁 Web サイト
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/)

(実際のレンタル率は 20%にも満たない状況であったようです)。以上から、ジャパンライフ社の商法は、販売預託商法の中でも、特に破綻の危険性の大きい、悪質な商法であったといえます。

以上のような事件を前提に、個別の被害回復を求める訴訟と、同様の被害を繰り返さないための調査及び法改正等に向けた活動をしてきましたが、後者の活動のために札幌法律援護基金より 100 万円の調査研究費の援助を受け、北海道内の弁護士会議や全国の弁護士会議への交通費や調査費用等に充ててきました。本件では、ジャパンライフ社の関係者が刑事事件として立件されており有罪判決が出ていますが、その刑事事件記録の開示、分析にも援護基金の費用を充てさせていただきました。この場を借りまして、あらためて厚く御礼申し上げます。

膨大な刑事記録の中の各関係者の供述を分析する中で、理屈上は一応成立しても良さそうに見える販売預託商法が、なぜ、ことごとく破綻必至の商法となっていくのか、その理由も見えてきたように感じます。一つは、販売契約（前頁の図①②）の代金は非常に高額になるのに対して、レンタル契約などの運用（前頁の図④⑤）の対価は少額ずつしか上がらないために、現場の営業員が成績を上げようとする、どうしても販売契約の勧誘がメインとなり、運用の部分が置き去りになるということが起きるようです。二つ目として、販売預託商法に関わっている現場の勧誘員には、これが実質的に投資・投機であるということ認識していた形跡はほとんどないようです。ジャパンライフ事件の場合には、実質的に見れば、健康器具のレンタル事業に対する投資に他ならない訳で、通常、このように事業への投資を募る場合には、当該事業の需要や成否の見通しなどを法令に沿った形で十分に説明し勧誘する必要がありますし、勧誘対象者も適合性原則の観点から一定の投資経験や知識のある者に限定する必要があります。

しかし、販売預託商法においては、そのような通常の投資商品に対する勧誘規制が適用されない結果、勧誘する者も、実質的な投資商品であるという認識がほとんどないままに、単に販売と預託、配当を組み合わせた商法という認識の下で大々的な勧誘活動を行っていたようです。

以上のような調査活動を基に、全国の他地域の弁護士と協働し国に働きかけた結果、預託法が改正され、販売預託商法は令和 4 年 6 月 1 日の同法の改正施行をもって原則禁止となりました（例外的に内閣総理大臣の確認を受けた事業者は販売預託商法を行うことができますが、現時点で確認を受けた事業者はいません）。過去に、豊田商事事件（金地金）、安愚楽牧場事件（和牛）という大規模な被害が生じていたにも関わらず、なかなか実現しなかった預託法の改正が今回実現できたのも、協働した各関係者の皆様の力が非常に大きかったと思いますし、その中で札幌援護基金からの援護は、間違いなく重要な役割を果たしたものと考えております。

とはいえ、まだ、我々の活動は道半ばであります。特に、破産手続においては、配当手続の中で、被害者から騙し取られた老後資金が原資となっている会社資産が、騙した側のジャパンライフ社従業員の給与債権に優先的に配当されてしまうということが現行制度を前提とする限り避けられず、非常に大きな理不尽を感じたところでもあります。個別の被害救済の訴訟も、一審において一部従業員との和解による若干の被害救済にはこぎ着けましたが、被告らの資力の問題もあり、被害全体からするとわずか数%に過ぎません。ジャパンライフ社の役員らに対しては、破産免責が確定した被告以外は一審で勝訴となっておりますが、現在札幌高裁で審理が継続中です。

引き続き、訴訟による被害回復に全力を尽くしつつ、上記の破産法上の問題についても声を上げていきたいと考えております。

常務理事からひとこと

援護基金だより第 24 号をお届けいたします。

皆様には、日頃より、当基金へご支援を頂いておりますことに感謝申し上げます。

昨年 6 月に当基金の常務理事に就任してから早くも半年以上が経とうとしています。

この間、皆様からの寄付金等を原資とした公益活動への経済的支援を通じ、社会的・経済的弱者救済、人権擁護、社会的正義実現のために当基金がその一翼を担っていることを実感しております。

この様な重責を担っていることを肝に銘じつつ、今後とも当基金の活性化に向けて精進していきたいと考えております。

皆様には、引き続き、当基金へのご支援を賜りますよう、この場をお借りして改めてお願い申し上げます。今後とも、当基金に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事 石橋 洋太

※ 当基金に対する刑事贖罪寄付及び一般寄付の申込書は、札幌ホームページの会員専用ページ上側の「ダウンロード書類検索」→キーワード「法律援護基金」からダウンロードできます。